

裏面白紙

275

通商産業省顧問會議令

二〇一〇年

四月

七日

通商産業省

顧問会議令

二四・九・一〇

第二項

内閣は、通商産業省設置法（昭和二十四年法律第 号）第二十二条の規定に基き、この政

令を制定する。

（所掌事務）

第一條 顧問会議は、通商産業大臣の諮問に應じ、通商産業に關する重要事項を調査審議する。

2 顧問会議は、前項の事項に關し、通商産業大臣に建議するこ<sup>ト</sup>ができる。

（組織）

第一條 顧問会議は、議長一人及び顧問三十人以内をもつて組織する。

第三條 顧問会議の議長は、通商産業大臣をもつて充てる。

2 顧問は、關係行政機關の職員及び学識経験ある者のうちから、<sup>通商産業</sup>大臣が委嘱

する。

（任期）

第四條 学識経験ある者のうちから命ぜられた顧問の任期は、一年とする。

2 顧問に職務遂行上の支障があり、又は顧問としてふさわしくない行爲があつたときは、前項

の規定にかかわらず、解囲することができる。

(議長)

第五條 議長は、会議を主催する。

2 議長に事故あるときは、あらかじめ指名された顧問が、その職務を代理する。  
(議長の下る)

(手当等)

第六條 通商産業大臣は、予算の定める範囲内で、顧問に政府職員の新給與実施に関する法律(昭和二十三年法律第四十六号)第二十八條の規定に基く手当を支給することができる。但し、  
行政機関の職員である顧問に対するもの

2 通商産業大臣は、予算の定める範囲内で、顧問に旅費その他職務の遂行に伴う実費を支給することができる。但し、旅費については、内國旅費規則(昭和十八年勅令第六百八十四号)の定めるところによる。

(庶務)

第七條 顧問会議の庶務は、通商産業省通商局において処理する。

附 則

この政令は、昭和二十四年五月二十日から施行する。

二四、九、一四

### 通商産業省顧問会議令

内閣は、通商産業省設置法（昭和二十四年法律第 号）第二十二条第一項の規定に基き、この政令を制定する。

#### （所掌事務）

第一條 顧問会議は、通商産業大臣の諮問に應じ、通商産業に関する重要事項を調査審議する。

2 顧問会議は、前項の事項に関し、通商産業大臣に建議することができる。

#### （組織）

第二條 顧問会議は、議長一人及び顧問二十五人以内で組織する。

第三條 顧問会議の議長は、通商産業大臣をもつて充てる。

2 顧問は、關係行政機關の職員及び学識経験のある者のうちから、通商産業大臣が委嘱する。

#### （任期）

第四條 学識経験のある者の中から委嘱された顧問の任期は、一年とする。

#### （議長）

第五條 議長は、会議を主催する。

2 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名する顧問が、その職務を代行する。

#### （庶務）

第六條 顧問会議の庶務は、通商産業省通商局において處理する。

#### 附 則

この政令は、昭和二十四年五月二十日から施行する。

#### 理 由

通商産業省設置法の施行に付随する、顧問会議を設置する必要があるからである。

通商産業省顧問会議令

内閣は、通商産業省設置法（昭和二十四年法律第 号）第二十二条第一項の規定に基き、この政令を制定する。

（所掌事務）

第一條 顧問会議は、通商産業大臣の諮問に應じ、通商産業に関する重要事項を調査審議する。

2 顧問会議は、前項の事項に關し、通商産業大臣に建議することができる。

（組織）

第二條 顧問会議は、議長一人及び顧問二十五人以内で組織する。

第三條 顧問会議の議長は、通商産業大臣をもつて充てる。

2 顧問は、關係行政機關の職員及び学識経験のある者のうちから、通商産業大臣が委嘱する。

（任期）

第四條 学識経験のある者のうちから委嘱された顧問の任期は、一年とする。

（議長）

第五條 議長は、会議を主催する。

2 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名する顧問が、その職務を代行する。

（庶務）

第六條 顧問会議の庶務は、通商産業省通商局において処理する。

（附則）

この政令は、昭和二十四年五月一十日から施行する。

理由

通商産業省設置法の施行に伴い、顧問会議の組織等を定める必要があるからである。

裏面白紙

二四商第八一號

昭和二十四年五月十六日

商工大臣

二四、六、一六

行政管理廳長官 殿

通商產業省顧問會議令の協議に関する件  
通商產業省顧問會議令に關し協議するから、よろしくお取り計らい願いたい。

裏面白紙

通商産業省顧問会議令の閣議りん請に關する件

通商産業省設置法の規定に基き、顧問会議を設置する必要があるので、別紙通商産業省  
顧問会議令を閣議に附議するようお願ひする。

昭和二十四年五月十六日

商工大臣 稲垣平太郎

内閣總理大臣 吉田茂殿

通商産業省顧問会議令

内閣は、通商産業省設置法（昭和二十四年法律第 号）第二十二条第二項の規定に基き  
、この政令を制定する。

（所掌事務）

第一條 顧問会議は、通商産業大臣の顧問に属し、通商産業に関する重要な事項を調査審議する

。 2 顧問会議は、前項の事項に関し、通商産業大臣に建議することができる。

（組織）

第二條 顧問会議は、議長一人及び顧問二十五人以内で組織する。

第三條 顧問会議の議長は、通商産業大臣をもつて充てる。

2 顧問は、関係行政機関の職員及び学識経験のある者のうちから、通商産業大臣が委嘱する

。 （任期）

第四條 学識経験のある者のうちから委嘱された顧問の任期は、一年とする。

(議長)

第五條 議長は、会議を主催する。

2 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名する顧問が、その庶務を代理する。

(庶務)

第六條 顧問会議の庶務は、通商産業省通商局において処理する。

附 則

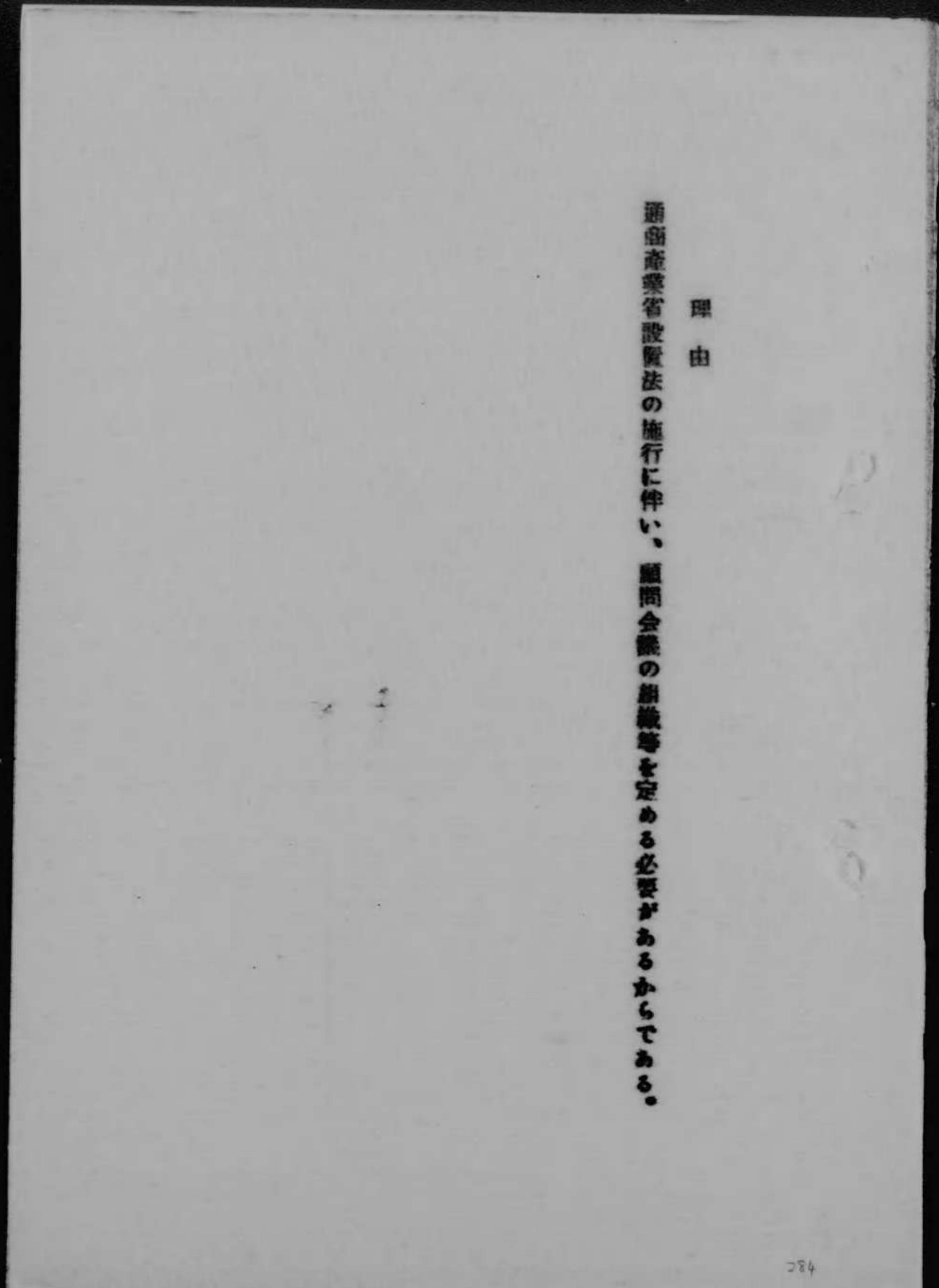
この政令は、昭和二十四年五月二十日から施行する。

裏面白紙

284

通商産業省設置法の施行に伴い、顧問会議の組織等を定める必要があるからである。

理由



裏面白紙

二四〇番第八二号

昭和二十四年五月十六日

一四一六

行政管理課長官

謹

商工大臣

通商産業省參與會議令の協議に関する件

通商産業省參與會議令に關し協議するから、よろしくお取り計  
らい願いたい。



(議長)

第四條 通商産業次官は、參與会議の議長として、その会議を主催する。

2 通商産業次官に事故があるときは、あらかじめその指名する參與がその職務を代理する。

附則

この政令は、昭和二十四年五月二十日から施行する。

裏面白紙

理由

通商産業省設置法の施行に伴い、參與會議の組織等を定める必要があるからである。

113 A' 1 X

THE ORDINANCE CONCERNING THE ADVISORS'  
CONFERENCE, THE MINISTRY OF INTERNATIONAL  
TRADE AND INDUSTRY

289

The Cabinet enacts this ordinance in conformity  
with the provisions of Article 22, Paragraph 2 of the  
Ministry of International Trade and Industry Establish-  
ment Law (Law No. , 1949).

(Functions)

Article 1. When referred to by the Minister of International  
Trade and Industry, the Advisors' Conference shall  
study and deliberate on important matters concerning  
international trade and industry.

2. The Advisors' Conference can make a recommendation  
to the Minister of International Trade and Industry  
concerning the matters stated in the foregoing  
paragraph.

(Organization)

Article 2. The Advisors' Conference shall be composed  
of the Minister of International Trade and Industry  
and Advisors not exceeding twenty-five in number.

2. The Advisors shall be selected by the Minister  
of International Trade and Industry from among  
the personnel of administrative organs concerned

裏面白紙

and men of learning and experience.

(Term of office)

Article 3. The term of office of the Advisers selected from among men of learning and experience shall be one year.

(Chairman)

Article 4. The Minister of International Trade and Industry shall preside over the Conference as the Chairman of the Advisors' Conference.

2. In case the Minister of International Trade and Industry cannot attend the Conference, the Advisor nominated by him before-hand shall act for him.

(General affairs)

Article 5. General affairs of the Advisors' Conference shall be disposed of by the International Trade Bureau of the Ministry of International Trade and Industry.

#### Supplementary Provisions

This ordinance shall be put in force as from May 20, 1949.

#### Reason

With the enforcement of the Ministry of International Trade and Industry Establishment Law, it is necessary to decide the organization, etc. of the Advisors' Conference.

裏  
面  
白  
紙